

2011年(平成23年)9月29日

## 倒産手続における消費者保護を求める意見書

兵庫県弁護士会

会長 笹野哲郎

近時、多数の消費者トラブルを抱える企業の大型倒産手続が相次いでいる。本年9月には和牛オーナー制度を運営していた株式会社安愚楽牧場について民事再生手続が開始された。同社には全国に約7万人ものオーナーがおり、兵庫県下でも3千人を超えるオーナーが被害にあったと見られている。豊田商事事件を超える規模の深刻な消費者被害事件となる可能性があり、徹底した経営実態の解明と可能な限りの被害救済措置が望まれる。

その他にも、消費者金融株式会社武富士の会社更生や株式会社SFコーポレーション(旧三和ファイナンス)の破産、海外先物オプション取引等を行ってきたエー・シー・イー・インターナショナル株式会社の破産、養殖エビの投資詐欺により代表取締役等が実刑判決を受けた株式会社ワールドオーシャンファームの破産などが発生している。

現行の倒産法では、消費者が有する債権と言えども、金融機関その他取引債権者等が有する債権に対する優位性は認められていない。そして消費者が有する債権については担保が付されていないことが通常であることから、多くの事案では、その債権は一般債権として扱われ、配当も低廉なものに留まらざるを得ない。

しかしながら、事業者に対し情報・交渉力格差がある消費者の保護(消費者基本法1条及び消費者契約法1条参照)は、平常時の消費者取引関係のみならず倒産手続においても、裁判所及び管財人等関係機関において十分配慮がなされるべきであることは言うまでもない。消費者被害を発生させた企業については、裁判所や管財人等関係機関において、公益的な観点から、その経営実態等を徹底的に解明し、その責任の所在を明らかにするとともに、経営者等に対する責任追及などを含めて可能な限り消費者の被害回復を図り、今後の同種の消費者被害の予防をはかるという役割も求められるところである。

ところが、倒産企業の経営者が倒産後も経営にそのまま関与することが原則である民事再生手続(なお近時、会社更生手続においても、申立時の経営者やその依頼を受けた代理人が管財人に選任される事例も見受けられる)では、消費者債権者から見れば、必ずしも経営実態等の解明や経営者等に対する責任追及が十分なされないのではないかと懸念が生じるところである。また、破産等、管財人が選任される手続であっても、事業譲渡の早期実現等を優先し、手続の迅速を急ぐ余り、消費者債権者に対する手続保

障や経営実態等の解明、経営者等への責任追及を含む消費者被害回復への努力が不十分になってはならない。

なお、消費者の側から、事業者に対し、早急に財産保全と公平な被害回復を求めて、倒産手続の申立を選択する場合もある。ところが裁判所より、あまりにも巨額の予納金を求められることにより、予納金の捻出に苦慮し、これを断念せざるを得ない事案もある。

そこで多数の消費者が債権者となる倒産事件においては、消費者保護の見地から、以下のような配慮をすることを求める次第である。

1. 会社更生手続については原則通り中立公正な第三者を管財人に選任するとともに、倒産企業の経営陣が倒産後も経営に関与する民事再生手続については必要に応じて積極的に管理命令(民事再生法64条)を活用すること
2. 倒産企業における経営実態・破綻原因の解明と消費者に対する情報提供に努め、可能な限り財団の形成をはかることはもとより、事案に応じて経営者等に対して明確な責任追及手続をとり、消費者被害の救済に尽力すること
3. 消費者債権者に対しては、その情報等の格差に配慮して、債権届出その他倒産手続への関与の機会を実質的に保障すること
4. 消費者債権者が倒産手続を申立てた際には、消費者被害の迅速かつ公平な救済という観点から、申立権を事実上制限するに等しい巨額の予納金を求めないこと

以 上